

第 84 回大磯町都市計画審議会 会議録

日 時 : 令和 3 年 1 月 14 日 (木) 午後 1 時 00 分～2 時 05 分

場 所 : 大磯町役場本庁舎 4 階第 2 委員会室

出席者 : 8 名 [高見沢会長、小谷委員、尾白委員、奥津委員、高橋氏 (日原委員の代理)、
浪貝氏 (相原委員の代理)、戸塚委員、大庭委員、西ヶ谷委員、内田委員、吉川委員]
※小谷委員はオンラインで参加

欠席者 : 0 名

傍聴人 : 3 名

資 料 : 資料 1 : まちづくり基本計画策定スケジュール
資料 2 : 素案に対するパブリックコメント意見とりまとめ一覧及び対応表
資料 3 : 原案から案にかけての変更点まとめ
資料 4 : まちづくり基本計画 (案)
参考資料 1 : 第 83 回大磯町都市計画審議会意見とりまとめ一覧及び対応表
参考資料 2 : 第 25 回大磯町まちづくり審議会意見とめ一覧及び対応表
参考資料 3 : 第 2 回大磯町まちづくり基本計画策定委員会意見とめ一覧及び対応表
デザイン参考 1 : 6 つの基本方針 1～4
デザイン参考 2 : 6 つの基本方針 5～6
机上配布 : 大磯町まちづくり基本計画案について (諮問)

1 開 会

都市建設部長挨拶、資料確認、町の職員紹介

※以後、高見沢会長が議事進行

- ・会議を公開とすることに決定
- ・傍聴者 3 名
- ・諮問書の論述と提案理由の説明

2 議 題

(1) 大磯町まちづくり基本計画 (案) について

議 事 経 過

1 開 会

【事務局】

みなさま、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、このコロナ禍、ウェブでの参加の委員もいらっしゃいますが全員出席ということでありがとうございます。感謝申し上

げます。少し早いですが、皆様おそろいのようなので始めさせていただきます。それでは、第84回大磯町都市計画審議会委員会を開催させていただきます。開会にあたりまして大磯町都市建設部長よりご挨拶を申し上げます。

あいさつ【都市建設部長】

皆様こんにちは、本日は、こういった状況の中、緊急事態宣言が発令されているにもかかわらず皆様、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、当審議会ですべて初めての試みとなりますけれどもオンラインによる出席もいただきまして重ねて御礼申し上げます。本日の審議会は、「大磯町まちづくり基本計画（案）について」となっております。前回の審議会もコロナ禍の中、原案に対するご審議いただきまして誠にありがとうございました。本日は、その皆様からいただいたご意見とともにパブリックコメントや住民説明会で出されました意見等をふまえて追加修正した案をご説明させていただきますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。簡単ではございますがご挨拶とかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。ただいま、委員11名のうち来庁による出席が10名、オンラインによる出席1名で計11名全員の出席がございます。大磯町都市計画審議会条例第6条第2項の規定により開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

では、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただきましたものとして次第と委員名簿、そして資料については1から4、参考資料1から3、デザイン参考1～2、当日の資料といたしまして席次表と大磯町まちづくり基本計画（案）について（諮問）文を配布させていただいております。

次に町職員を紹介させていただきます。只今ご挨拶させていただきました都市建設部長の笹山でございます。よろしくお願いいたします。都市計画課長の小瀬村でございます。都市計画係長の磯崎でございます。よろしくお願いいたします。私が今回司会を務めさせていただくまちづくり担当課長の作古でございます。よろしくお願いいたします。それから、大磯町まちづくり基本計画策定業務委託の受託業者の株式会社地域環境計画です。よろしくお願いいたします。それでは以降の議事進行につきましては、大磯町都市計画審議会条例施行規則第6条第1項の規定に基づきまして高見沢会長の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは議事を進めてまいります。この審議会につきましては原則公開ということで開催しております。本日の議題につきましては公開としてよろしいでしょうか。

（一同 了承）

それでは会議を公開といたします。次に事務局から傍聴状況などを報告してください。

【事務局】

本日は3名の方から傍聴の申し出がございます。定員の5名を超えませんが傍聴申し出人、全員を傍聴人として決定致しました。

（傍聴人 入室）

【会長】

議事に入ります前に傍聴人の方に傍聴いただく上での注意事項を申し上げます。事務局からお配りしました注意事項をよくお読みいただきお守りくださいますようお願いいたします。これに反する行為があった場合には退場していただくことがありますのでご了承下さい。

2 議 題

(1) 大磯町まちづくり基本計画（案）について

【会長】

それでは只今から第84回大磯町都市計画審議会を開催致します。

本日皆様にご審議いただく案件は、次第にありますとおり議題1「大磯町まちづくり基本計画（案）について」1件です。前回の審議会は、まちづくり基本計画の原案を審議いただきその原案に対するパブリックコメントを経て追加修正し、とりまとめたまちづくり基本計画（案）について本日審議いただきます。1月14日付で町長より諮問をいただいておりますので、まず事務局より諮問と提案理由の説明を求めます。

【事務局】

お手元にお配りしております諮問書に基づきまして、諮問書の論述と提案理由の説明を合わせて行わせていただきます。まず、諮問書の方から読ませていただきます。大磯町まちづくり基本計画基本計画（案）について、このことについて大磯町都市計画審議会条例第2条の規定に基づき別紙のとおり貴審議会に諮問します。それではまちづくり基本計画案について提案理由をご説明致します。大磯町まちづくり基本計画は、町の総合計画を支える町の基幹的な施策、事業体系の計画として平成17年度に策定し令和2年度をもって計画が終了します。そのため新たな基本計画の策定作業を進めてまいりました。平成30年度には町民アンケート、平成31年（令和元年度）には4回にわたる町民ワークショップの町民参画を経て大磯町まちづくり条例に基づく基本計画の素案を作成し、都市計画審議会、まちづくり審議会への意見照会及び素案に対するパブリックコメント及び住民説明会を経て、基本計画の原案を取りまとめました。その原案に付きましても都市計画審議会及びまちづくり審議会の審議、またパブリックコメントと住民説明会による意見照会を経て内容を提示してございます。本日は、以上の経過を経て策定致しました大磯町まちづくり基本計画（案）につきましてもご審議いただいたのち、大磯町まちづくり基本計画として3月議会に上程することとございます。以上です。

それでは担当よりまちづくり基本計画（案）についてのご説明をさせていただきます。

【事務局】

それでは、議題1「まちづくり基本計画（案）」について説明をさせていただきます。

資料1 まず、資料1の「令和2年度まちづくり基本計画策定スケジュール」をご覧ください。一番上・上段の点線の部分になりますが、まちづくり基本計画は、全体構想の素案、地域別構想を含めた原案、そして、議決を図る前の案の3段階ございまして、本日の都市計画審議会では、諮問案件として、最終段階の案をご審議いただく、位置付けとしております。本日、皆さまにご報告する案は、2段階目の「原案」

を11月17日～12月14日のパブリックコメント等で、いただいた意見を元に追加修正したものになります。以降の流れとしては、1月7日～本日1月14日までの庁内策定委員会の意見照会と、本日の「都市計画審議会」、そして明日15日の「まちづくり審議会」でそれぞれご審議いただいた後、それぞれの意見を元に追加修正したものを最終的な「案」としてとりまとめ、タイトなスケジュールではありますが、週明け1月18日の臨時政策会議に付議いたします。その後、1月28日の総務建設常任委員会協議会で議会報告したあと、3月議会で「まちづくり基本計画」の議決というスケジュールで進めてまいります。

資料2 続きまして、資料の2をご覧ください。こちらは、11月17日～12月14日に行いました原案に対するパブリックコメントで出た意見を取りまとめたものと、その対応表です。パブリックコメントは、意見募集期間中の11月28日に開催した「原案説明会」でいただいた8名の町民の方から、計23のご意見・感想をいただきました。資料の左側がいただいたご意見で、右側がその対応となっています。基本的には、説明会時のアンケート回答の内容が主となっているので、意見というよりも感想といった内容が多く、頂いた意見を踏まえ、パブリックコメントの意見から直接的な追加修正というものはございませんが、各ご意見ご感想に対する町の考え方を述べさせていただいております。例えば、自然環境に影響を及ぼす開発はやめて、自然環境を保全したかたちで大磯のまち並みを守って欲しいという意見や、大磯の特徴は「みどりと海と歴史」だと思うが、歴史は近代の別荘地のことに偏りすぎているので、宿場時代のことなどもまちづくりに活かして欲しいと。いう意見をいただきましたので、計画内での位置付けを説明させていただいております。また、説明会自体の在り方にも多くご意見をいただいております。今までの特定の時間に参加者を集めて計画の内容を解説する「説明会」よりも今回行ったパネル展示の方が、直接色々な資料をじっくり見ることが出来、また町の職員と直に細かく話をするので良かった。という意見を多くいただきました。パブリックコメントでの意見の説明は以上となります。

次に、資料の3をご覧ください。こちらは原案から案にかけての変更点をまとめたものになります。変更点は大きく分けて、5つの内容の修正点がございます。資料4のまちづくり基本計画（案）と合わせて説明させていただきます。まず、最初の修正については、全体のデザインレイアウト修正を行い、また、地域別構想では、それぞれの地域に関わる内容の写真を挿入させていただきました。デザインについては、まちづくり基本計画のワークショップ参加者でもある西小磯在住のイラストレーター、オダギリ・ミホさんに表紙やイラスト、ページ上段のオビ等、全体的なレイアウトを含めたデザイン作成を依頼し、作成いただきました。表紙のデザインについては、資料4の最後のページ113ページをご覧ください。大磯小学校に通うオダギリさんのお子さんが、地図の授業で「大磯町は何の形に見える？」という課題で、ブーツの絵を描いたところから着想いただき、ハーフブーツのような形をしている大磯町にみんなが仲良く一緒に住んでいる様子をデザイン化したものです。また、表紙を1枚おめくり頂きますと、実際の大磯町の地形図があり、比較できる工夫をしています。これを見ると大磯町は本当にハーフブーツのような形をしていることがわかります。また、各ページ上段のオビデザインについては、大磯の海から丘陵までのまち並みをデザインしたのですが、第1章が春、第2章が夏、第3章が秋、第4章が冬、第5章がお正月の左義長、最後の資料編が夜の大磯町のデザインとなっています。また、まちづくり基本計画の根幹の考え方となる「6つの基本方針」についてもイラスト作成いただき、関係するページにイラスト挿入し

ています。こちらについては、本日の会議資料の最後に「デザイン参考資料の1と2」をつけさせていただいております。まず、1つ目の、「地域の魅力が生きる土地利用の方針」につきましては、お父さんと子どもたちが、野菜やボール、イスを手にとり、農地や公園、または学校をどこに配置していかうかと相談している様子を描いたものです。2つ目の、「自然と歴史・文化を感じるまちの風景の方針」につきましては、大磯の海からの風景をお父さんと娘さんが、額縁を持って、綺麗な絵として見立てている様子を描いたものです。3つ目の「快適に移動できる交通ネットワークの方針」につきましては、バス・車・自転車・キックボードが、童謡の「ブレーメンの音楽隊」の4匹の動物のように立ちならび、それを間にしておばあさんと小学生の子供が、まちの交通について話している様子を描いたものです。4つ目の「持続する水辺とみどりづくりの方針」については、小さな女の子が、大磯町の上からジョウロで水を降り注ぎ、まちに豊かな潤いをあたえ、緑を育てている様子を描いたものです。2枚目のデザイン資料になります。5つ目の「安心して暮らせる災害に強いまちの方針」につきましては、ゴジラのような怪獣におそわれても安心して暮らしている大磯町の様子を描いたものです。最後の6つ目の方針、「良質な住宅・住環境の豊かな生活の方針」につきましては、表紙としても使わせていただいておりますが、ブーツのような形をした大磯町で、動物も楽しく暮らせるような豊かな自然環境がある大磯町で、みんなが仲良く暮らしている様子を描いたものになります。この様に、内容が難しくなりがちな計画において、町民の皆さんに手に取っていただけるような工夫、仕掛けをいたしました。デザインについての説明は以上となります。

それでは、資料3の2つ目の変更点に戻ります。地域別構想の各4地域の「地域らしさを守り育む方針図」の修正を行いました。こちらの修正は各地域別のP73、P85、P97、P108がそれぞれ修正したページになります。各地域とも変更の内容は共通なので、P73の大磯地域を例にご説明させていただきます。原案では、各地域の地域らしさを守り育む方針図には、全体構想の将来都市構造図をベースに、そのまま地域別で切り取った形で使用しておりました。P38の将来都市構造図の拠点図をそのまま反映させていましたが、将来都市構造図の拠点と地域別の重点地区が重複しており、「見えづらい」または「分かりづらい」という意見が庁内の策定委員会とまちづくり審議会から同様に指摘があったため、将来都市構造図の拠点は記載せず、地図上の情報を整理し、見やすく、分かりやすい地図へと変更をいたしました。変更内容は各地域共通です。

それから、3つ目の変更点は、P116の目標指標となります。こちらについては、変更というよりも原案作成時では数値を確認中であったため、確認の上、数値を落とし込んだという内容になります。P116の黄色のハイライトで色付けしてある部分が落とし込んだ数値になります。「安心して暮らせる災害に強いまちの方針」の治水機能の強化の目標数値である「二級河川の治水安全度達成率」を設定してものです。こちらの目標数値につきましては、1時間あたり概ね50mmの降雨に対応できる河川の延長の割合で、町内の3つの二級河川である金目川、葛川、不動川の要整備延長に対する整備済み延長の割合を数値化したものです。

続きまして、4点目の変更点については、P117の「良質な住宅・住環境の豊かな生活の方針」の空き家等の適切な管理や利活用の目標指標である「空き家バンクの登録件数」についての変更です。原案で

は、目標指標を「空き家バンクの登録件数」とさせていただいておりましたが、案では「空き家バンクの登録活用件数」とさせていただきます。変更理由といたしましては、前回のまちづくり審議会から出た意見として、登録件数だけでは、空き家が活用されているかどうかまでは分からないので、空き家問題が解決または活用されていることが分かる指標にした方が良いという意見を踏まえ修正するものです。まちづくり基本計画では、登録活用件数として「ひとくくり」にはさせていただきますが、活用件数などの内訳については、個別の空き家計画の中で、整理、数値管理していきます。

最後に5つ目の変更点です。資料3の裏面をご覧ください。公共施設の整備について、老朽化対策を含めた公共施設等の管理計画に基づく整備の推進について、文言の追加をしたものです。修正該当ページは、P41、P66、P73、P74 になります。該当しているところを全て修正したので、4箇所ございますが、全て同じ内容の修正となります。P41 をご覧ください。追加修正箇所には黄色いハイライトを引いてありますが、申し訳ございません。P41 だけ反映されておりませんので、箇所の説明をさせていただきます。P41 (2) 土地利用方針の中の2番目に商業・業務地区とありますが、その中の、「また・・・」から始まる2つ目の内容の最後の部分になります。「新庁舎整備については、都市計画変更や建築基準法手続きなどの活用を検討します。」との一文が追加修正したものです。他のP66、P73、P74 も同様の内容の追加修正です。変更理由といたしましては、神奈川県都市マスタープランとの整合を図る中で、老朽化対策を含めた公共施設等の考え方の中に、都市計画変更や建築基準法の手続きに係る記載が、都市マスタープランの中で位置づけられていないと、状況に応じた柔軟な公共施設整備を図ることができないとの、神奈川県からの指摘があり、文言の追加をしたものです。原案から案にかけての変更点は以上となります。

また、本日、参考資料といたしまして、前回の大磯町都市計画審議会とまちづくり審議会、そして役場内の関係各課による庁内策定委員会での意見の一覧とその対応のとりまとめ表をつけさせていただきました。いただいた意見に対する対応は、原案を取りまとめる過程で反映させていただいておりますが、一部、地図の修正など時間を要するものについては、今回の修正に含めさせていただいております。いただいた意見やその対応については、まだお示しさせていただいておりませんでしたので、本日、参考資料としてつけさせていただきました。ご参考ください。まちづくり基本計画(案)の説明については、以上となります。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。本日で最後ということですが、ご意見をいただいて修正の必要があれば、また考えていただくということで、広く現時点でご意見あるいはご質問を含めていただければと思います。

【A委員】

資料2オープンハウス方式で行った説明会で8名からのアンケートの中に多くはご意見が書かれていたということですが、このご意見の欄には、アンケートに書かれた文章が全部入っているのですか、それとも要約して短くした内容になるのでしょうか。

【事務局】

こちらは、11月17日から12月14日まで行われたパブリックコメントではご意見が挙がらなかったのですが、説明会の場内でパネルをひと通り見ていただいた後に設けたアンケート記入ブースで書いてい

いただきました。そのアンケートの中に自由意見を含めた皆さんの意見が8名分23件ありましたので、その文末を少し変えた部分はありますがほぼ同じ状態で載せさせていただいております。

【A委員】

わかりました。そのご意見に対応という形で町が答えています、まちづくり基本計画に多くご意見が反映されていると解釈してよろしいでしょうか。

【事務局】

いただいたご意見について、当日の展示では、全てに目を通せなかった面もありますので、いただいた意見が計画のどこに記載されているか確認させていただいた形で採用とさせていただいております。

【A委員】

わかりました。それからもうひとつ、参考資料3 まちづくり基本計画策定委員会で10月19日にご意見をいただきました。そのご意見が書かれて町の対応が「修正します」とか「削除します」という対応が多いですが、この辺の内容は、できました冊子に全部反映されているのでしょうか。

【事務局】

素案から原案に移行する段階での各課からの意見を本日参考意見とさせていただいておりますので、今回パブリックコメントに付した原案の段階、本日、お配りしたものについて既に反映されているとご理解ください。

【A委員】

反映されているのですね。また、資料4の冊子の内容で、大磯のにぎわい交流施設について、そこは、旧木下邸（迎賓館）となっていますが、それと同じようにその施設は「コネクト」という相性がついたので、できましたら括弧付で「コネクト」という相性を入れていただけたら良いと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

策定時点での正式名称という形で記載した方がよいというご意見ですね。その様な形で検討させていただきます。

【A委員】

それからP116、先程、磯崎係長が2級河川を「金目川、葛川、不動川」と言われましたが、文章的に2級河川（金目川、葛川、不動川）等、町の方は2級河川と文章的に見てもわからないので「葛川、不動川、金目川」という文章は入れた方が良いでしょう。

【事務局】

こちらでも反映させていただきたいと思います。

【A委員】

P117、空き家バンクのことなのですが、活用件数ということで「活用」という言葉が入りました。現状で活用しているところはありますが、寄付をしてくださっているところがあります。例えば、高麗2丁目もそうですし、「寄付をしたいのですがどこに連絡したらよいですか」という電話をいただいたのですが、寄付された空き家の対応はここからはずれるかもしれませんがどうなのでしょう。

【事務局】

この計画に基づきまして、個別計画の方で策定いたします。今、別途同時で空き家等対策計画を作成しています。寄付というとその目的として町で利活用してもらいたいというご意向等で挙げたものについては、諸々、税金をどこまで注ぎ込まなくてはいけないかという状況もあり、寄付したいと申し入れられても受け取れない事案はあるかもしれないので、随時、所管課である都市計画課で相談を受けさせていただき利活用に向けた方策を互いにやり取りしながら進めていきたいと考えております。その辺は個別計画で決めていきたいと考えております。

【A委員】

個別計画の方ですね。わかりました。以上です。

【会長】

最初の質問でパブリックコメントのご意見の欄で「とてもよい」とか「まあ良い」とかがありますが何に対してなのか気になりました。

【事務局】

それは、アンケートを取らせていただき、全体構想について「とてもよい」か「よい」か「どちらでもない」と選択肢があったものです。

【会長】

町の職員の方の丁寧さや説明の仕方とかではなくて冊子の内容そのものについての評価ですね。資料なので、独り歩きはしないと思いますが、何のことかわかるようにした方がよいだろうと思います。

【事務局】

アンケート表も付けた方がよいですね。

【会長】

先程の寄付の件ですが、私も別の町で寄付していただいても受け取る方がお金がかかってしまうので、ちょっと、ということもよく分かるのですが、まちづくりとして寄付の精神は非常に貴重だとも思います。その意味でこの中でどこかに寄付として書いていませんが、精神としてどこかにふれられているのか全く関係ないのかどうでしょうか。

【事務局】

空き家に関してでしょうか。

【会長】

基本的には空き家なのだけど、ボランティアな精神で町を「皆で作っていきましょう、よくしていきましょう」ということです。

【事務局】

まさに今回の都市計画マスタープランを包含する計画でありながらまちづくり条例に基づく自治のまちづくりの方針という部分も踏まえた計画になっておりますので、まさに今の所が今回の第2期目のテーマにもなるので、その辺を少し謳い込ませていただいているのが、全体構想のP30、計画策定の基本的な考え方や、P34の将来都市構造の基本的な考え方、P39の大磯らしさを守りはぐくむ6つの方針という

ようなところに集約しているのですが、全体構想の最後に一頁に集約して追加してあります。P59、自治のまちづくりの方針ということで、これからのまちづくりは今までの規制型から活用型、意識変換、社会情勢等の適用力、これをもってより自治のまちづくり、町民一人ひとりが係わってやっていくようなことを積極的に行っていくべきだということに記載させていただき、今回の新たなまちづくり基本計画の策定においてはテーマとさせていただいております。

【会長】

よくわかりました。空き家のところに何かそのような、寄付とは書かないまでも文言はありますか。

【事務局】

全体構想にも空き家については、P57の6つ目の方針「地域らしさを生かした良好な居住空間の形成」として、その方針の中の3つ目に「空き家対策の推進」として大雑把な方針を書き、それを各地域の特性を活かして行くという意味で空き家の関係については、これから進めていく上でのひとつのテーマでもありますので、各地域に「空き家対策の推進」というような方針の記載をさせていただいております。大磯地域はP72、小磯地域はP84、国府南地域はP96、国府北地域はP107という形で各地域の特性を活かして多様なニーズに対応していくことも含めて良好な空間の形成に努めていきたいと書きました。

【会長】

はい、この先の話は空き家対策の個別計画の方でということですね。わかりました。他はいかがでしょうか。少し本質と全く関係ないのですが、イラストデザインで猫が手を出しているのが表紙の絵で、6章では手を出していないのですが、作者として何か意図があるのでしょうか。何か思いがあって書いたのだらうと思うのですが。

【事務局】

そこまで作者に意図を確認にしていませんでした。色づけも少し変えてあるのですね。

【会長】

今度教えてください。手を出すことによりアクションが出てきて表紙としてよい感じかと思います。

【A委員】

是非、私は、この表紙にかぶと岩を入れていただきたいと思います。

【B委員】

一点よろしいですか。これは、基本計画ですので目標指数がでていますが、その進捗状況をどのような形でチェックするのですか。もうひとつ町の総合計画審議会がありますが、それとの兼ね合いはどうなっているのですか。これだと10年12年13年と書いてあるのだけど毎年どのようにチェックするかその工程がわからないのですがどうなのでしょう。

【事務局】

要は計画の指標に対するそれぞれの項目の進捗という形でしょうか。

【会長】

P113の記述の具体的な考え方ということですよ。

【事務局】

進行管理ですね。毎年、各目標には担当課がありますので、それらに数値的な評価を毎年かけさせて追いかけていきます。5年、10年先を見据えた計画ですが、5年以内にそれを見直す必要があるか検討させていただきたいという形の指標とさせていただきたいと思っております。

【B委員】

ということは、目標指標について審議会で毎年整合性はとるのですか。

【事務局】

この評価をまちづくり審議会及び都市計画審議会の方に毎年議題として図って参る必要はあるかもしれないので、その辺はまた検討させていただきたいと思います。今、ご意見が出たとおり、その辺は報告というような形になるかもしれませんが、開催する上での何も議題が無い年などスルーしてしまうのもよくないので、何かしらこれを議題もしくは報告事項として挙げさせていただくことはやるべきことだと思います。

【B委員】

2つの審議会があってその審議会のつながりは、我々は両方でしているのでいろいろ細かい進捗状況についてはわかっていますが重複している部分の調整をうまくやって、年々の進捗状況を合わせていかなないと計画を作っても意味がないので意見として述べさせていただきました。

【会長】

ここにはっきりと毎年評価を見ると書いてあるので、少なくともその結果を報告させていただきたいと思います。他はいかがでしょう。相当何度もやっておりますので、かなり煮詰まって来ていて特に意見はないかもしれませんが。

【C委員】

確認なのですが、P114の目標指標、2番大磯らしさが実感できる景観形成③、これは、原案にはありましたが次のページの④は原案にはなかったと思います。新しく追加されているようですが変更点にはなかったのを確認したいです。

【事務局】

このところは、素案の段階ではなかったのですが、原案の段階で新たに掲載いたしました。原案の段階では既に載っております。

【C委員】

原案には載っていたのですね。はい、かしこまりました。

【会長】

これは、景観法と名称が同じ様なものなので、定義は書かなくてよいのでしょうか。歴史的建造物等の指定件数は、町で独自にやられているのでしょうか。

【事務局】

文化財の方は、認定を受けるのはハードルが高いのですが、文化財の指定にはいなくても町中に歴史的、景観的に非常に価値のある建造物は大磯に数多くあり、その中で文化財には届かないけれども、町として景観維持、歴史遺産として残していきたいものを拾ってあげられるようなことも入れた方がよいの

ではないかとまちづくり審議会の中で意見をいただき、大磯町としても景観計画の中で景観重要建造物の指定を現時点で3件設けているので、今後、文化財の指定としては受けていないけれども町として守っていききたいものをこのジャンルで拾ってあげられたらというところで設けさせていただいております。

【会長】

この原文の方に概念というかどのようなものがそれなのか対応するところがありますか。

【事務局】

大磯らしさを育む6つの方針のうち2番の大磯らしさを実感できる景観形成で、まず全体構想でいうとP44に項目を載せ、それを各地域に振り分けているので、各々対応するところがあると思います。

【会長】

「大磯らしい風景の形成上重要な建造物等」というところですかね。

【事務局】

そうです。2段落目に「当時の暮らしを色濃く残す建造物、地域の風景を特徴づけている建造物、歴史的価値のある建造物、建築的価値のある建造物、町民に親しまれている建造物、大磯らしい風景の形成上重要な建造物については町民との協働によって景観観光資源、歴史文化遺産としての価値の抽出を行う」とありますけれども、この考え方に基づいて、景観重要建造物に指定されるということがありますので、目標指標との関連性を持たせるために、概念はここに落としてある文章がそうなのですが、景観上重要な建造物と関連づけられるように言葉としてこの中に入れさせていただきます。

【会長】

そうですね。「目標を達成しました」という時に、少し足りないからこれも入れてしまえというのではなく予め「このようなものならこれです」となっていないと計画としてはいけないと思うので、定義をきちんと入れた方が良くと思います。今のところ、きちんとしたことはないのですか。例えば「歴史まちづくり法」のようなものを大磯町で作る機運はないのでしょうか。

【事務局】

現段階ではありません。

【会長】

「歴史まちづくり計画」の様なものを作ると、概念というか項目が定まるので紐付けできると思います。ない場合は、工夫をする程度でも良いと思います。他はいかがでしょうか。D委員いかがですか。ご意見があったらお願いします。今後に備えてこのようなやり方が良いか悪いかも含めていかがでしょうか。

【D委員】

事務局の説明はよく聞こえていたのですが、委員の皆さんの声は聞きとりづらかったのでEメールでコメントを入れさせていただいております。

【会長】(コメントを代読)

では、紹介します。

- 全般としてワークショップ等も行われ丁寧に進められてきたと思います。特にありません。

- 意見です。パブコメでは若い世代の意見を取り入れるための工夫をされるべきだと思います。ということで、今回は若い方の意見はなかったということですね。これは意見として。
- 皆さんがご苦労されて策定するこの計画は町民のものです。これをどうやって町民に広く認知していただくかがもっと重要となると思います。
- これから地域の自立はマストにはなくてははいけない。見えない地域間競争は激化しております。
- シティプロモーション、町のブランド化の一環として大磯の良さ、価値をまず町民の皆様にしっかり伝える工夫をご検討ください。ということで、検討しますということによろしいでしょうか。
- コミュニティ形成ということで報告書にもありますが、まちづくりはコミュニティにより支えられているとおもいます。ただコロナにより地域コミュニティは崩壊しつつあるという指摘もあります。ということで、若者は、自分時間で動いていてバラバラです。P112あたりに地域コミュニティの強化等を入れてみても良いのではないのでしょうか。

この点は先程確認した「町民が」という全体の精神がそのようになっているので、このご意見をどう踏まえるかは事務局にお任せします。

【事務局】

D委員からのご意見を会長に代読いただき、意見の共有させていただきました。

【D委員】

ありがとうございます。

【会長】

ということで、これで委員全員参加ができたということですが、他になければこの辺で審議は終わりたいと思いますがいかがですか。

【A委員】

最後によろしいですか。P30の「社会環境に大きな変化があった場合、迅速かつ適切に変容される適用能力を持たせます」という一文ですが、今まさにコロナ禍で進めているまちづくり基本計画ですが、収束した後の新しい生活に則って「適応能力を持たせます」と書いてあると解釈してよいのですか。

【事務局】

そうですね。コロナ禍を経て、まだコロナ禍の真っ只中で、アフターコロナとかウィズコロナ等の言葉が生まれてきていますが、まだ対応等ははっきり見えていない部分もあるので、今後、今分かる範囲で社会変容といったものについては、今回の計画で反映させていただきますが、今後、見えてきてははっきりしたものに対応する必要がある場合は、5年といわず、その間でも変容させていく努力が必要と記載させていただきました。

【A委員】

はい、わかりました。大賛成だと思います。

【会長】

他はよろしいですね。ご意見も出尽くしたようでございます。案について、修正点は直していただき、それ以外はそのままで承認ということによろしいでしょうか。

(一同 承認)

それでは、議題1については微細な変更をした上で案のとおりとさせていただきます。尚、答申については審議の結果を踏まえ事務局で作成してください。

3 その他

【会長】

最後は次第3その他に移らせていただきます。委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

事務局からはいかがですか。

【事務局】

特に今回に関連しての内容はありませんが、このあと、明治記念大磯邸園にご案内する時間を設けたいと思いますので、もし、お時間に余裕等がございましたら、ご参加いただきたいと思います。

【会長】

では、これをもちまして第84回大磯町都市計画審議会終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以 上